

北海道告示第10634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年12月25日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年 8 月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A S P O

河東郡士幌町字士幌西2線161-124ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

士幌町農業協同組合 代表理事 高橋 正道

河東郡士幌町字士幌西2線159番地

株式会社ホームマックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号

有限会社北嶋商店 代表取締役 北嶋 克章

河東郡士幌町字士幌西2線160番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
士幌町農業協同組合	代表理事 高橋 正道	河東郡士幌町字士幌西2線159番地
マツイ	松井 茂雄	河東郡士幌町字士幌167番地
有限会社大口薬局	代表取締役 大口 静夫	河東郡士幌町字士幌西2線160番地
株式会社ホームマックニコット	代表取締役 氏家 智	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号
有限会社北嶋商店	代表取締役 北嶋 克章	河東郡士幌町字士幌西2線160番地
道東電機株式会社	代表取締役 佐藤 睦浩	帯広市大通南24丁目1番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
士幌町農業協同組合	代表理事 高橋 正道	河東郡士幌町字士幌西2線159番地	
株式会社MKマルコシ	代表取締役 越前 光晴	帯広市西4条南10丁目27番地	ア
有限会社大口薬局	代表取締役 大口 静夫	河東郡士幌町字士幌西2線160番地	
株式会社ホームマックニコット	代表取締役 氏家 智	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号	
有限会社北嶋商店	代表取締役 北嶋 克章	河東郡士幌町字士幌西2線160番地	
道東電機株式会社	代表取締役 佐藤 睦浩	帯広市大通南24丁目1番地	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成29年7月3日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 小売業者の入替のため

2 届出年月日

平成29年8月4日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年8月25日（金）から同年12月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで